



平成 30 年 8 月 15 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長
兼最高経営責任者 此下 竜矢
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 代表取締役最高執行責任者
兼最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(訂正)「第三者割当による第 12 回新株予約権及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 30 年 7 月 31 日に公表いたしました、「第三者割当による第 12 回新株予約権及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」について、平成 30 年 8 月 15 日付当社取締役会において、申込期日等を変更いたしましたので、一部訂正を要する箇所の訂正を含め、以下の通り訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1 募集の概要

(訂正前)

第 12 回新株予約権発行の概要

①	発行期日	平成 30 年 <u>8</u> 月 <u>17</u> 日 (金)
---	------	------------------------------------

(略)

(訂正後)

第 12 回新株予約権発行の概要

①	発行期日	平成 30 年 <u>9</u> 月 <u>3</u> 日 (月)
---	------	-----------------------------------

(略)

(訂正前)

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

①	発行期日	平成 30 年 8 月 17 日 (金)
⑨	利率及び償還期日	利率：2.5% 償還期日：平成 32 年 8 月 16 日

(略)

(訂正後)

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

①	発行期日	平成 30 年 9 月 3 日 (月)
⑨	利率及び償還期日	利率：2.5% 償還期日：平成 32 年 9 月 2 日

(略)

3 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(2) 調達する資金の具体的な使途

(訂正前)

(略)

各事業への投資額及び主な使途は以下の通りとなります。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期*
① ゴム事業への貸付 (電気設備の更新)	260,000,000 円	平成 30 年 8 月 ～ 平成 31 年 12 月
② スポーツ事業への貸付または貸与 (新規テニススクールの獲得・開設)	200,000,000 円	平成 31 年 5 月 ～ 平成 31 年 12 月
③ 食品事業への貸付 (生産設備の更新) (生産設備の修繕)	106,000,000 円	平成 30 年 8 月 ～ 平成 31 年 1 月

(略)

(訂正後)

(略)

各事業への投資額及び主な使途は以下の通りとなります。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期*
④ ゴム事業への貸付 (電気設備の更新)	260,000,000 円	平成 30 年 9 月 ～ 平成 31 年 12 月
⑤ スポーツ事業への貸付または貸与 (新規テニススクールの獲得・開設)	200,000,000 円	平成 31 年 5 月 ～ 平成 31 年 12 月
⑥ 食品事業への貸付 (生産設備の更新) (生産設備の修繕)	106,000,000 円	平成 30 年 9 月 ～ 平成 31 年 1 月

(略)

12 発行概要

(訂正前)

(新株予約権発行要項)

(略)

申込期日	平成30年8月16日
割当日	平成30年8月17日
払込期日	平成30年8月17日
新株予約権の行使期間	平成30年8月17日から平成33年8月16日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)

(略)

(訂正後)

(新株予約権発行要項)

(略)

申込期日	平成30年8月31日
割当日	平成30年9月3日
払込期日	平成30年9月3日
新株予約権の行使期間	平成30年9月3日から平成32年9月2日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)

(略)

(訂正前)

(転換社債型新株予約権付社債発行要項)

(略)

償還期限	平成32年8月16日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成32年8月16日にその総額を償還する。 (略)</p> <p>(5) 当社は、平成30年7月31日付の当社取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (略)</p>
申込期間	平成30年8月16日
払込期日	平成30年8月17日(金)

(略)

(訂正後)

(転換社債型新株予約権付社債発行要項)

(略)

償還期限	平成32年 <u>9月2日</u>
償還の方法	1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成32年 <u>9月2日</u> にその総額を償還する。 (略) (5) 当社は、平成30年7月31日付並びに平成30年8月15日付の当社取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (略)
申込期間	平成30年8月 <u>31日</u>
払込期日	平成30年 <u>9月3日</u> (月)

(略)

(訂正前)

(新株予約権付社債に関する事項)

(略)

新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成30年 <u>8月17日</u> （本新株予約権付社債の払込み後）から平成32年 <u>8月16日</u> までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
------------	---

(略)

(訂正後)

(新株予約権付社債に関する事項)

(略)

新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成30年 <u>9月3日</u> （本新株予約権付社債の払込み後）から平成32年 <u>9月2日</u> までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
------------	---

(略)

以 上